

食品安全委員会（第582回会合）議事概要

日時：平成27年10月27日（火） 14:00～15:00

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 5名、一般 5名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 1案件「動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（3成分）」に係る食品健康影響評価について

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 2品目
ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼ
THR-No. 2株を利用して生産されたL-トレオニン

→農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- ・飼料添加物 1品目
フィターゼ

→農林水産省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

（2）プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「イプロニダゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イプロニダゾールについては、遺伝毒性を示す可能性を否定することができず、発がん性が示唆されたことから、一日摂取許容量を設定すべきではない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・器具・容器包装「フタル酸ジイソノニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フタル酸ジイソノニルの耐容一日摂取量を0.15mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 食品安全関係情報（9月12日～10月1日収集分）について

→事務局から報告。

米国食品医薬品庁(FDA)、純粉末カフェインの使用について再度消費者に注意喚起の概要について報告。

(5) 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成27年9月分）について

→事務局から報告。